

# 兵庫県公報

平成25年2月12日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（財政課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第1号）

国の交付金等を活用して積み立てた次の基金について、次のとおり対象事業を追加することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 環境保全基金について、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の規定により県が作成する地域計画に基づいて行う海岸に漂着し、又は散乱しているごみその他の汚物又は不要物の円滑な処理及びその発生の抑制を図るための事業を実施することとし、同基金の処分に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 緊急雇用就業機会創出基金について、介護等の分野における人材の安定的な確保を支援するための事業を実施することとし、同基金等の処分に係る規定について所要の整備を行うこととした。

## 条 例

環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第1号

#### 環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例

（環境保全基金条例の一部改正）

第1条 環境保全基金条例（平成2年兵庫県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び附則第2項」を「並びに附則第2項及び第4項」に、「又は前項の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を「、附則第3項の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は前項の補助金」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項の次に次の2項を加える。

4 環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第1号）の施行の日から平成27年3月31日までの間においては、基金は、第4条第1項各号に規定する事業のほか、海岸に漂着し、又は散乱しているごみその他の汚物又は不要物の円滑な処理及びその発生の抑制を図るための事業（以下「海岸漂着物地域対策推進事業」という。）の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

5 海岸漂着物地域対策推進事業の財源に充てる額は、前項に規定する期間内に基金に積み立てられる額のうち海岸漂着物地域対策推進事業に関し国から交付される補助金の額に相当する額及び当該額から生ずる収入額の範囲内とする。

（緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部改正）

第2条 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

3 基金は、第4条の規定にかかわらず、別表の右欄に掲げる事業に関し国から交付された補助金又は交付金を返還するための財源に充てるため、処分することができる。

別表緊急雇用就業機会創出基金の項中「事業」の右に「並びに介護等の分野における人材の安定的な確保を支援するための事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。